

会員各位

公益社団法人加古川市シルバー人材センター  
理事長 市村 裕 幸

新型コロナウイルス感染症に係る当センターの  
対応等について（お願い）

平素は、当センターの事業運営にご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、兵庫県への緊急事態宣言が5月31日まで延長され、5月12日付けで兵庫県知事から「今一度県民一人一人が緊急事態宣言下であるとの強い自覚を持って、責任ある行動の徹底をお願いします。」との声明が発表されましたが、未だに新型コロナウイルス感染症収束の目途は立たない状況です。当センターでは、シルバー人材センター内での感染を防ぎ、会員の安全確保のため、引き続き当センターの対応及び会員の皆様に要請する対応を下記のとおりといたします。また会員の中にも感染者が出るなど感染拡大が進んでいる状況を踏まえ、あらたに「新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の会員の対応」も加えております。ご理解いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 事務所における感染防止措置

- (1) 職員への手洗い・咳エチケット、換気励行等による執務環境での防止措置
- (2) 職員の時差出勤等による人との交わりの低減
- (3) 職員の通勤及び勤務中のマスク着用の徹底
- (4) 職員の業務中における不要不急の外出の禁止
- (5) 会員の不要不急の来所の禁止 ※電話、FAX、メール、郵便等の活用

- (6) 会員との不要不急の面談等の禁止 ※電話、FAX、メール、郵便等の活用
- (7) 密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの条件」の回避

**本部事務所及び神野事業所の事務室への入室は原則禁止といたします。**

2 入会説明会・講習会・同好会活動等の開催に関する措置

入会説明会・講習会・同好会活動等については、人の密集を避けるために、各部屋の定員の2分の1以下の人数で開催する。

入室時の検温、手指の消毒、マスクの着用及び開催時の換気を徹底する。

3 会員の就業時の感染予防対策の徹底

- (1) 手洗い・咳エチケットの励行
- (2) 就業前の自宅での検温の義務化  
(体温が37.5度以上の場合は就業禁止)
- (3) 就業途上及び就業中のマスク着用の励行
- (4) 就業場所の換気の励行
- (5) 密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの条件」の回避

当センターの会員の平均年齢は、72.5歳（男性73.0歳、女性71.3歳）となっており、感染した場合に最も重症化しやすい年齢層とされています。新型コロナウイルスに関連した就業上のことで不安等がある場合は、センター事務局職員にご相談下さい。

※電話、FAX、メール、郵便等の活用

4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の会員の対応

- (1) 会員本人に風邪症状が見られる場合
  - ① 発熱、咳、全身倦怠等の身体症状がある場合は、シルバー人材センターに連絡するとともに、業務先（または班長）へ連絡し、業務を取りやめる。
  - ② 感染が強く疑われる症状の場合は、医療機関に連絡をする。
- (2) 同居する家族等が感染した場合
  - ① シルバー人材センターに連絡するとともに、業務先（または班長）へ連絡し、概ね14日間は業務を行わず自宅待機する。

- ② 14日以上経過するか、保健所の指示があれば、業務に復帰することができるが、復帰前にはシルバー人材センターに連絡するとともに、業務先（または班長）へ連絡する。
- (3) 会員本人が濃厚接触者とみなされた場合
- ① シルバー人材センターに連絡するとともに、業務先（または班長）へ連絡し、概ね14日間は業務を行わず自宅待機する。
  - ② 14日以上経過するか、保健所の指示があれば、業務に復帰することができるが、復帰前にはシルバー人材センターに連絡するとともに、業務先（または班長）へ連絡する。
- (4) 会員本人が感染した場合
- ① シルバー人材センターに連絡するとともに、業務先（または班長）へ連絡し、業務を取りやめる。
  - ② 他の会員や職員との接触の状況を聞き取ったシルバー人材センターが、接触した会員または職員に連絡することに同意する。
  - ③ 治癒すれば、業務に復帰することができるが、復帰前にはシルバー人材センターに連絡するとともに、業務先（または班長）へ連絡する。
- (5) 感染した者と接触があった場合
- ① 感染者が身体的症状を呈していた場合で、当該感染者が発症する2日前以降に当該感染者とマスクをせずに1m以内で接触するなど感染が疑わしい場合は、PCR検査の結果が判明するか保健所等の指示があるか、または接触後概ね14日間を経過するまで、業務を行わない。
  - ② 濃厚接触者とみなされた場合は「(3) 会員本人が濃厚接触者とみなされた場合」の対応を行う。
  - ③ 濃厚接触者とみなされなかった場合、かつ感染者が身体的症状を呈していない場合は、体調管理を徹底して業務行うことができる。
  - ④ 感染者が同居する家族等の場合は、「(2) 同居する家族等感染した場合」の対応を行う。

## 5 要請期間

### 本通知の日から当分の間

感染拡大収束の目途が立つまでの間、この要請を続けます。

なお、緊急事態宣言解除後、兵庫県や加古川市の対処方針が変更になると予想されますので、それにあわせ要請項目の検討をいたします。

内容の変更等がある場合は、文書での通知は行わず、当センターホームページにてお知らせいたします。

HPアドレス：<https://webc.sjc.ne.jp/kakogawa-sc/index>

### 本部事務所、神野事業所、木村作業所の業務時間及び対応の仕方

場 所	業 務 時 間	対 応 の 仕 方
本部事務所	8 : 30 ~ 17 : 15	原則として、事務室への入室禁止、ロビーにて対応いたします。
神野事業所	7 : 00 ~ 18 : 00	原則として、事務室への入室禁止、ロビーにて対応いたします。
木村作業所	不 定 期	ポスティング業務の仕分け及び受け渡し業務のみ、対応いたします。

期間：本通知の日～5月31日（月）